

令和2年第5回国分寺市農業委員会総会議事録

令和2年5月20日(水)午前9時30分

第5回国分寺市農業委員会総会をJA東京むさし国分寺支店に召集する。

出席委員 (14名)	1番 田中 豊	2番 関口 竹人	3番 佐藤 弘	4番 内藤 孝雄
欠席委員 (1名)	5番 鈴木 一雄	6番 神山 弘幸	7番 尾又 守	8番 濱野 周泰
	9番 金谷 こずえ	10番 真藤 秀夫	11番 田倉 隆行	12番 本橋 裕司
	13番 池谷 喜市	14番 本多 章雄	15番 小柳 良江	
事務局 出席職員	事務局長 清水 昭策 事務局係長 榎本 紘幸 係 古川 健二			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 国分寺都市計画生産緑地地区の追加指定について

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付について

議案第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の
交付について

議案第5号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請
について

日程第5 協議事項

協議第1号 第17回農ウォークについて

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 耕作証明に係る専決処理について

報告第3号 第60回企業的農業経営顕彰事業について

報告第4号 第40回農業後継者顕彰事業について

報告第5号 今後の日程について

日程第7 その他

議長（田中 豊）は令和2年第5回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。
15番 小柳委員 2番 関口委員

○ 日程第2 前回会議録の承認

事務局提示のとおり前回会議録は承認された。

○ 日程第3 会長等の報告

○ 日程第4 議案審議

議案第1号 国分寺都市計画生産緑地地区の追加指定について

議長は、議案第1号1番から4番までを議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を田倉委員、2番を金谷委員、3番を尾又委員、4番を佐藤委員に、それぞれ現地調査報告を求めた。

なお、5番については、前回総会で「生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書」の議案審議のため、4月7日に現地調査を実施しており、改めて現地調査はせずに、議案審議のみとした。

田倉委員 議案第1号1番について、5月12日に、尾又委員、金谷委員、私と事務局で現地調査を行った。北側農地では、ブルーベリーが、南側農地では、ビワが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

金谷委員 議案第1号2番について、5月12日に、尾又委員、田倉委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、もみじ・トキワマンサク等の植木類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

尾又委員 議案第1号3番について、5月12日に、田倉委員、金谷委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地ではカキ・ウメ・ドウダンツツジが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

佐藤委員 議案第1号4番について、5月13日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番から5番について全員一致で承認とする。

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は、議案第1番から2番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を内藤委員、2番を関口委員に現地調査報告を求めた。

内藤委員 議案第2号1番について、5月13日に、佐藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、現在、北側、南側いずれの農地も作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

関口委員 議案第2号2番について、5月12日に、神山委員、本橋委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、カボチャが栽培されてい

た。なお、相続発生前までは全面でカボチャが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

議 長

本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番から2番について全員一致で承認とする。

議案第3号

相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第3号1番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を内藤委員に現地調査報告を求めた。

内藤委員

議案第3号1番について、5月13日に、佐藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、タケノコのほか、ウメ・モミジ等が栽培されており、その他の部分は作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

よって、本案件の人物は相続税納税猶予を適用するに適格だと考える。

議 長

本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

議案第4号

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第4号1番から2番を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を本多委員、2番を関口委員に現地調査報告を求めた。

本多委員

議案第4号1番について、5月12日に、鈴木職務代理、小柳委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、トマト・ナス・ネギ等の野菜類が栽培されていた。なお、農地全体に下草等が見受けられたが、これについては、通常の慣行農法と異なり、自然農法であるため、すべて適切に肥培管理されていた。

関口委員

議案第4号2番について、5月12日に、神山委員、本橋委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ナス、キュウリ、カボチャ等が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

議 長

本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第4号1番から2番について全員一致で承認とする。

議案第5号

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請について

議長は、議案第5号1番を議題とすることを告げ、本議案の審議にあたり、国分寺市農業委員会会議規則第10条の規定により、その議事に参与することができない、本橋委員は退席した。事務局説明後、1番を神山委員に現地調査報告を求めた。

神山委員

議案第5号1番について、5月12日に、関口委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、6月1日の市民農園開設に向け、通路の目印や水道施設、休憩スペース等の準備がされており、適切に肥培管理されていた。なお、市民農園利用者の農園への導線や設置される設備等についても聞き取りを行い、市民農園開設にあたり特に支障はないと考える。

議長 前回総会で、土壌の改良についての質問が出たが、それについては、農地所有者も十分認識して開業するというのを聞いている。

鈴木職務代理 地域の近くに市民農園はあるのか。

事務局 同じ光町内に市民農園があるが、場所は離れており集客に影響はないと思われる。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第5号1番について全員一致で承認とする。

○ 日程第5 協議事項

協議第1号 第17回農ウォークについて

議長は、協議第1号を議題とすることを告げ、事務局へ説明を求めた。

事務局 第17回農ウォークの開催にあたり、開催候補日を前回総会で提案した7月12日（日）に加え、市民農業大学前期日程が中止となったため、7月11日（土）の実施が可能となった。これで候補日は2日となったが、5月4日付けで緊急事態宣言が延長され、東京は今日現在も未だ解除はされていない。

そのため、秋口での開催も考慮に入れて協議する必要がある。ただし、農業委員会の改選が7月にあり、新農業委員会の体制発足後に細かい部分は詰めるとしても、実施の有無も含め、一から決めていくことは困難なため、その点を踏まえて、実施の時期、実施の有無を協議していただきたい。

また、7月開催のために必要な事項・スケジュールを載せてあるので、多様な意見を出していただきたい。

議長 前回の総会で、7月開催も含めた協議をしてきたが、現状、5月21日に解除される地域もあることと、再発生する可能性もあるため、私見としては7月に開催するとして、仮に落ち着く状況になり募集しても、市民の人数が集まるか危惧されるため、できれば11月に伸ばす事を考えている。そのため、現委員会の体制で、日程等最低限決めて、コース等は新体制と事務局で進めていければ良いと思っている。

また、前回と同様に、今まで回ったことの無いような場所や新たな農業者をコースに取り入れたいと思っている。

前回は総会で地域を決定したので、今回は日程を検討したいと思う。

鈴木職務代理 11月であれば、農業祭に向けて各農家も農作物を作っているだろうし、同地区では前回でも野菜も果樹もあり、数年経過していて、作物も変わっていると思うので、また新しいコースもできるといい、良い案だと思う。

議長 JAの各支部の回覧も中止になり、個別で郵送配布となっている状況なので、7月開催は難しいと考える。11月で行う場合は農業祭との兼ね合いがあるため、終了後の第2週の土曜日（11月14日）か、第3週の土曜日（11月21日）のどちらかに開催することでどうか。他に意見がなければ決定する。

異議がないため、開催日を11月14日（土）または、11月21日（土）に決定する。

○ 日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について
報告第1号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第2号 耕作証明に係る専決処理について
報告第2号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第3号 第60回企業的農業経営顕章事業について
報告第3号について、事務局より資料を基に報告し、6月の農業委員会総会にて推薦候補者を審議するため、6月5日を期限に委員へ推薦を依頼した。企業的農業経営顕彰については、推薦の締切が8月末に設定されているため、6月総会にて推薦候補者を決定する。

報告第4号 第40回農業後継者顕章事業について
報告第4号について、事務局より資料を基に報告し、6月の農業委員会総会にて推薦候補者を審議するため、6月5日を期限に委員へ推薦を依頼した。また、審査基準に今年から「認定農業者の場合は年間農業収入（売上高）が500万円のおおむね半分以上」であることが付け加えられた。農業後継者顕彰については、推薦の締切が7月末に設定されているため、6月総会にて推薦候補者を決定する。

報告第5号 今後の日程について
報告第6号について、事務局より資料を基に報告した。

○ 日程第7 その他

・農業委員会だよりについて

7月の委員改選に伴い、委員の退任の挨拶文をのせたいため、原稿用紙を配布。文字数は150～225文字で、任意の様式でも可とした。

また、農業委員会だよりには、退任時と新任時の挨拶文を同じ号に載せることを編集委員から伝えた。

・地価暴落に伴う農業委員会の活動について（佐藤委員）

青壮年部から、新型コロナウイルスに伴う地価の暴落により、相続時に農地を余分に売る人が増えることが予想されるため、農業委員会として関係機関に働きかけを行うかどうかについて質問があったので、他の委員の意見を聞きたい。

→農業委員会としては、土地の地価暴落に関しては市内によって状況が異なるため、各市の農業委員会からの要請があれば、一緒になって働きかけを行うが、今早急に国分寺市農業委員会が単独で動く必要はないと考える。

しかし、状況によっては、現状に合わせた勉強会等を青壮年部と行うこととする。

議長 令和2年第6回農業委員会総会は、6月19日(金)午前9時30分より、
JA東京むさし国分寺支店にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年5月20日
国分寺市農業委員会
会長 田中 豊

署名委員

署名委員